

全国障害者スポーツ大会競技規則改正		埼玉県障害者スポーツ大会での対応	
R 2 年 度 改 正	<p>■精神障がい者参加資格の変更</p> <p>参加資格を「精神障害者保健福祉手帳」所持者または、「自立支援医療(精神通院)受給者証」取得者のみとする。</p>	⇒	<p>令和2年度から適用する</p> <p>(通院証明書を用いての証明対応は廃止する)</p>
	<p>■障がい区分(視覚障がい)の改正</p> <p>現行:両眼の視力の和で障がい区分を判定 改正:良い方の視力で障がい区分を判定</p>	⇒	<p>令和2年度から適用する</p>
	<p>卓球(STT)の規則改正</p> <p>「打つ」とは、競技者の握ったラケット(グリップを含む)およびラケットハンドでボールに触れることとする。グリップ及びラケットハンドで打球した場合、打球音がすれば有効であるが、打球音がしない時には、ホールディングとし無効とする。</p>		<p>令和2年度から適用する</p> <p>従来 「打つ」とは、プレー中に競技者がラケットハンドに握ったラケットのグリップを除く部分でボールに触れること</p>